

Ⅵ 奨 学 金

1) 本学の奨学金（相談窓口は学生課）

(イ) クサベラ奨学金

- ① 本学は、学業成績優秀であり、経済的事由により修学困難と認められる者に、授業料その他の納付金（以下「授業料等」という）の全額、又は一部を免除する。
- ② 出願資格者は、本学の在籍者（委託学生、科目等履修生等を除く）及び入学予定者で学業、人物共に優秀かつ健康であって次の各号の一つに該当し、かつ経済的事由により授業料等の納付が困難であると認められる者とする。
 - ア) 保護者が死亡、又は生別した場合
 - イ) 保護者が失職した場合
 - ウ) 病気、又は事故等で、保護者の収入が著しく減少した場合
 - エ) 火災、風水害等の災害により、住居等に大きな被害を受けた場合
 - オ) ア)～エ) に準ずるものとして、学長が認めた場合
- ③ 授業料免除期間は、前期・後期を単位として4年間を限度とする。
- ④ 奨学生の採用は、学長が部局長に諮りこれを決定する。学長が必要と認めた場合には、担任その他関係者の意見を聴取する。

(ロ) 学費貸与奨学金

- ① 本学は、経済的事由により学費の納付が困難であり、かつ学習態度良好と認められる者に、学費の全額、又は一部を貸与する。
- ② 出願資格者は、本学の在籍者（委託学生、科目等履修生等を除く）で人物共に優秀かつ健康であって次の各号の一つに該当し、かつ経済的事由により学費の納付が困難であると認められる者とする。
 - ア) 保護者が死亡、又は生別した場合
 - イ) 保護者が失職した場合
 - ウ) 病気、又は事故等で、保護者の収入が著しく減少した場合
 - エ) 火災、風水害等の災害により、住居等に大きな被害を受けた場合
 - オ) ア)～エ) に準ずるものとして、学長が認めた場合
- ③ 貸与対象とする学費の期間は各年度毎の1年間とする。ただし、毎年出願申請することをさまたげない。
- ④ 卒業後8年以内に貸与金を完済しなければならない。
- ⑤ 奨学生の採用は、学長が部局長に諮りこれを決定する。学長が必要と認めた場合には、担任その他関係者の意見を聴取する。

(ハ) キノルド司教記念奨学金

キノルド司教記念奨学金は、本学の在籍者（委託学生、科目等履修生等を除く）で経済的理由により修学困難な者の中から選考し、無利子の奨学金を貸与する。

貸与期限は本学の最短修業年限の終期までとする。

卒業後6年以内（貸与年数が3年を超える場合は、8年以内可）に貸与金を完済しなければならない。

出願希望者は説明会で配布する願書と所定の証明書を提出すること。

説明会の日時・場所等は別に掲示する。

参考）前年度の貸与月額

自 宅 通 学 生	自 宅 外 通 学 生
27,000 円	32,000 円

2) 同窓会藤の実奨学金（相談窓口は学生課）

藤の実奨学金は、藤の実会の事業の一環として創設された奨学金で、藤女子大学に在籍する学生（委託学生、科目等履修生等を除く）で、人物、学業とも優れ、かつ経済的理由により修学が困難と認められる者の中から選考し、奨学金を給付する。

出願希望者は説明会で配布する願書と所定の証明書を提出すること。

説明会の日時・場所等は別に掲示する。

参考）前年度の給付年額

120,000 円

3) 日本学生支援機構（相談窓口は学生課）

日本学生支援機構の奨学金は、貸与型奨学金（無利子の第一種奨学金及び有利子の第二種奨学金）と給付型奨学金がある。

奨学金の定期募集は、4月に行われる。その後、年度内の採用状況により追加募集が行われることもある。ただし採用人数は少ない。

家計急変のため緊急に奨学金の必要が生じた場合は随時申込可能。

出願希望者は説明会に出席し申請に必要な書類（証明書等）を提出すること。

説明会の日時・場所等は別に掲示する。

参考）前年度の貸与月額

貸与型奨学金			給付型奨学金	
第一種（無利子）		第二種（有利子）	自宅通学生	自宅外通学生
自宅通学生	自宅外通学生			
30,000 円又は 54,000 円	30,000 円又は 64,000 円	30,000 円、50,000 円、80,000 円、100,000 円、 120,000 円の設定金額から選択	30,000 円	40,000 円